

議案第34号

湯梨浜町地域支援事業手数料徴収条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町地域支援事業手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町地域支援事業手数料徴収条例の一部を改正する条例

湯梨浜町地域支援事業手数料徴収条例(平成18年湯梨浜町条例第3号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の別表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前		
(対象事業) 第2条 手数料の徴収の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>介護予防・生活支援サービス事業</u> ア <u>筋力トレーニング</u> イ <u>ミニデイサービス</u> (2) <u>一般介護予防事業</u> ア <u>脳活教室</u> イ <u>元気アップ筋力トレーニング教室</u>				(対象事業) 第2条 手数料の徴収の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>筋力向上トレーニング事業</u> (2) <u>ミニデイサービス事業</u> (3) <u>脳活トレーニング事業</u>		
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)		
区分	事業名	手数料の額	備考	事業名	手数料の額	備考
介護予防・生活支援サービス事業	筋力トレーニング	1回当たり 200円		筋力向上トレーニング事業	1回当たり 200円	
	ミニデイサービス	1回当たり 260円		ミニデイサービス事業	1回当たり 260円	
一般介護予防事業	脳活教室	1回当たり 200円		脳活トレーニング事業	1回当たり 200円	
	元気アップ筋力トレーニング教室	1回当たり 200円				

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の湯梨浜町介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。